

情 報

| | | |
|-------------------------------------|-----|---|
| 一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ | 2 |
| 一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について | ・・・ | 5 |
| 貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分) | ・・・ | 6 |

令和6年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|---|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和6年3月19日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社マエダオート (法人番号: 4010901011231) 代表者 前田 初江 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 東京都世田谷区喜多見4-1-1 (本社営業所) 東京都世田谷区喜多見4-1-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 70日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第26条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和5年7月10日、定期的な監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)運行記録計による記録義務違反(運輸規則第26条第1項)、(3)運転者に対する指導監督等義務違反(運輸規則第38条第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 7点 当該事業者の累積点数 44点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和6年3月19日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 有限会社ドーシン (法人番号: 4050002044796) 代表者 長瀬 由希 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 茨城県結城市鹿窪945 (本社営業所) 茨城県結城市鹿窪945-1 |
| (4) 行政処分等の内容 | 輸送施設の使用停止 90日車 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和5年8月9日及び令和5年8月18日、定期的な監査を実施。6件の違反が認められた。(1)運送引受書の記載事項の不備(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第7条の2第1項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(3)運転者に対する指導監督義務違反(運輸規則第38条第1項)、(4)高齢運転者に対する特別な指導義務違反(運輸規則第38条第2項)、(5)高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(運輸規則第38条第2項)、(6)運行管理者に対する講習受講義務違反(運輸規則第48条の4第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 9点 当該事業者の累積点数 9点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和6年3月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

東京運輸支局
自動車運送事業監査室

| | |
|----------------------------|--|
| (1) 行政処分等の年月日 | 令和6年3月19日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称 | 株式会社五稜バス (法人番号: 4020001135657) 代表者 相馬 健一 |
| (3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地 | (事業者) 神奈川県横浜市西区みなとみらい2-2-1 (東京町田営業所) 東京都町田市鶴間5-6-32-104 |
| (4) 行政処分等の内容 | 文 書 警 告 |
| (5) 主な違反の条項 | 旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項 |
| (6) 違反行為の概要 | 令和5年12月11日及び令和5年12月15日、定期的な監査を実施。4件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)点呼の記録義務違反(運輸規則第24条第5項)、(3)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)、(4)運行指示書の記載事項の不備(運輸規則第28条の2第1項) |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点 |

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

| | |
|---------------------------|---|
| (1) 行政処分の年月日 | 令和6年3月21日 |
| (2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置 | 株式会社 ウェーブ物流 |
| | 代表者名 長谷川 洋一 東京都江戸川区下篠崎町19-16 |
| (3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置 | 本社営業所 |
| | 東京都江戸川区下篠崎町19-16 |
| (4) 行政処分等の内容 | 事業の全部停止処分33日間及び輸送施設の使用停止処分257日車 |
| (5) 主な違反事項 | 整備管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） |
| (6) 違反行為の概要 | <p>法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年4月18日、同年5月16日及び同年7月4日監査を実施。14件の違反が認められた。</p> <p>(1) 乗務時間等告示の遵守違反（貨物自動車運送事業安全規則第3条第4項）</p> <p>(2) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業安全規則第3条第6項）</p> <p>(3) 点呼の実施義務違反等（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項～3項）</p> <p>(4) 業務記録の記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項）</p> <p>(5) 運行記録計による記録義務違反（貨物軽自動車運送事業輸送安全規則第9条）</p> <p>(6) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項）</p> <p>(7) 高齢運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(8) 高齢運転者に対する適性診断受診義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項）</p> <p>(9) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p> <p>(10) 整備管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3）</p> <p>(11) 運行管理者に対する指導及び監督違反（貨物自動車運送事業安全規則第22条）</p> <p>(12) 運行管理者の講習受講義務違反（貨物自動車運送事業安全規則第23条第1項）</p> <p>(13) 運行管理補助者の要件違反（貨物自動車運送事業安全規則第18条第3項）</p> <p>(14) 事業計画（自動車車庫）の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項）</p> |
| (7) 違反点数付与状況 | 当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 65点 |
| | 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 65点 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|--|-----------------------------------|--------|--------------------|--------------------------------------|------------------------|---|-------|------------|
| 20240202 | 有限会社 信田興業(法人番号9011702005517)代表者:信田 勉 | 東京都江戸川区鹿骨4-7-8 | 本社 | 東京都江戸川区鹿骨3-15-18 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年11月16日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20240206 | 有限会社 佐々木重機(法人番号3040002022374)代表者:佐々木 良江 | 千葉県船橋市上山町2-490-15 | 本社 | 千葉県船橋市上山町2-490-15 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年7月12日及び同年同月19日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 0 | 0 |
| 20240209 | 佐藤組運輸 有限会社(法人番号6012802004469)代表者:佐藤 喜稔 | 東京都武蔵村山市中藤5-24-3 | 本社 | 東京都武蔵村山市伊奈平3-43-2 | 事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(80日車)、輸送の安全確保命令 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年8月4日及び同年同月22日、監査を実施。11件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(5)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(6)運行管理者の選任義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項)、(7)事業計画(自動車車庫及び休憩睡眠施設の新設・廃止)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(8)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(9)事業計画(営業所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(10)事業計画(主たる事務所の位置)事後届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)、(11)報告義務違反(貨物自動車運送事業法第60条第1項) | 38 | 38 |
| 20240214 | ファミリー引越センター 株式会社(法人番号1030001021421)代表者:長嶺 宏一 | 埼玉県戸田市本町5-9-10 | 本社 | 埼玉県戸田市本町5-9-10 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月14日及び同年12月13日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20240214 | 株式会社 オザキ運送(法人番号8030001049010)代表者:尾崎 郁夫 | 埼玉県富士見市東みずほ台2-10-6 ハイツフレンドリー1-101 | 川口 | 埼玉県川口市大字安行領家1182-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項 | 酒気帯び運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年11月28日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |
| 20240214 | 株式会社 真田産業(法人番号3030001021023)代表者:真田 正和 | 埼玉県川越市大字古谷上5665-1 | 本社 | 埼玉県川越市大字古谷上5665-1 | 文書警告 | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年12月20日、監査を実施。2件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項) | 0 | 0 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|-----------------|--------|-----------------|------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20240220 | 山梨配送 有限会社(法人番号9090002003199)代表者:中村 純一 | 山梨県笛吹市八代町南4724 | 本社 | 山梨県笛吹市八代町南4724 | 輸送施設の使用停止(220日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年11月17日、同年12月21日及び令和5年4月26日監査を実施。11件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)業務記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(6)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(8)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(9)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(10)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(11)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条) | 22 | 22 |
| 20240220 | 有限会社 シー・ティー・シー(法人番号6030002122635)代表者:島崎 剛 | 埼玉県秩父市大野原2114-5 | 本社 | 埼玉県秩父市大野原2114-5 | 輸送施設の使用停止(60日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月15日及び同年3月8日、監査を実施。6件の違反が認められた。(1)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条) | 6 | 6 |
| 20240220 | 茨城特殊車輛 株式会社(法人番号8050001021792)代表者:羽生 啓幸 | 茨城県鉾田市畑田2204-1 | 運輸部 | 茨城県鉾田市畑田2204-1 | 輸送施設の使用停止(30日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年2月28日及び同年3月14日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)事故惹起運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)事故惹起運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)運行管理者の講習受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第23条第1項) | 3 | 3 |
| 20240227 | 有限会社 キョートー(法人番号4090002010729)代表者:古屋 宝 | 山梨県甲府市東下条町288 | 甲府 | 山梨県甲府市東下条町288 | 輸送施設の使用停止(140日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 行政処分等を受けたにもかかわらず改善が認められないことを端緒として、令和5年1月24日及び同年2月3日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の記録義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反(貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条第3号) | 20 | 14 |

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和6年2月分)

| 行政処分等の年月日 | 事業者の氏名又は名称 | 主たる事務所の所在地 | 営業所の名称 | 営業所の所在地 | 行政処分等の内容 | 主な違反の条項 | 違反行為の概要 | 事業者点数 | 左記の行政処分の点数 |
|-----------|---|--------------------|--------|--------------------|------------------|-----------------------|--|-------|------------|
| 20240227 | 株式会社 富士総業(法人番号9021002062274)代表者:小俣 政博 | 神奈川県平塚市宮の前3-33-803 | 本社 | 神奈川県平塚市宮の前3-33-803 | 輸送施設の使用停止(100日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年2月21日及び同年3月14日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある業務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任・高齢運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)初任・高齢運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(9)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5) | 10 | 10 |
| 20240227 | 関東販送 株式会社(法人番号3011801006826)代表者:高尾 靖司 | 東京都足立区大谷田5-30-15 | 本社 | 東京都足立区大谷田5-30-15 | 輸送施設の使用停止(80日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和5年2月9日及び同年3月8日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)業務記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(6)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)定期点検整備の実施違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第48条)、(8)点検整備記録簿の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第49条)、(9)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(10)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(11)事業計画(自動車車庫の新設)の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)、(12)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 8 | 8 |
| 20240227 | 小林製工運送 株式会社(法人番号6070001018236)代表者:小林 政貴 | 群馬県渋川市北橋町真壁328-1 | 本社 | 群馬県渋川市北橋町真壁328-1 | 輸送施設の使用停止(20日車) | 貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項 | 死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和5年2月22日、監査を実施。3件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(3)事業計画(営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数)事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項) | 2 | 2 |

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)